

登録申請・届出・立入検査の 注意点について

令和2年2月7日

大阪府商工労働部中小企業支援室

金融課貸金業対策グループ

1 登録の申請に係る注意点

(1) 履歴書の記載

1 住所欄に記載する住所は、住民票の表記のとおりご記入ください。

良い例 大阪市住之江区南港北1丁目14番

悪い例 大阪市住之江区南港北1-14

**2 経歴の記載については、貸金業に係るものをすべてご記入ください。
(貸金業以外の経歴については省略可です。)**

3 履歴書において、登録番号の更新回数 () は省略可です。

**4 履歴書に押印する捨印は個人のものでご使用ください。
(同性の場合は印影の異なるものをご使用ください。)**

1 登録の申請に係る注意点

(2) 「破産者で復権を得ないものに該当しないことの証明」

1 登録申請書（新規・更新）及び役員等に係る変更届を提出する場合は、法務局発行の「成年被後見人及び被保佐人に該当しないことの証明（登記されていないことの証明書）」の提出が不要となります。
※「登記されていないことの証明書」を提出された場合、返却します。

2 本籍地の市区町村発行の「破産等に該当しない証明書（身分証明書）」は、「破産者で復権を得ないものに該当しないことの証明」のみの証明書の提出となります（一部市区町村を除く。）。

1 登録の申請に係る注意点

(3) 貸金業務取扱主任者の更新手続き

1 貸金業務取扱主任者の登録更新を受けようとする方は、日本貸金業協会が実施する登録講習を受講した後に交付される「修了証明書」を受領し、同協会へ登録申請を行う必要があります。

講習を受講したのみでは「更新扱い」にはなりませんのでご注意ください。
※協会から登録完了までに要する審査期間は2ヶ月ほどと聞いております。

2 貸金業務取扱主任者の登録更新手続き中に大阪府へ貸金業の登録の更新を申請される場合は、日本貸金業協会へ更新の申請（貸金業務取扱主任者）を行っていることを証する書面の添付が必要となります。

2 変更の届出に係る注意点

(1) 変更届が必要な項目と提出時期

変更から2週間以内に必ず届出が必要なもの (期限厳守)

- 「商号」
- 個人事業主の「氏名」
- 法人における役員・株主・法定代理人の「就任・退任・役職・氏名」
※役職については、取締役が代表取締役に就任した場合のみ必要です。
- 使用人の「就任・退任・氏名」
- 貸金業務取扱主任者
- 業務の方法等
- 他に事業を行っているときの事業の種類

変更内容について事前に届出が必要なもの (必須)

- 営業所の「移転・新設・廃止・名称」
- 広告又は勧誘する際に表示する「連絡先等」

2 変更の届出に係る注意点

(2) 提出が遅れた場合

- 1 提出事項及び期限は法定事項ですので厳守してください。
- 2 万が一、変更届出書の提出が遅れた場合、遅延理由書の提出が必要となります。
- 3 最近、遅延理由書の提出が多く見受けられます。
貸金業法上、変更届出書の提出の時期は決まっておりますので、期間内での提出をお願いします。
(提出遅延が続く場合は、再発防止策についてヒアリングを行うことがあります。)

2 変更の届出に係る注意点

(3) 提出の諸注意

- 1 変更の届出に必要な添付書類について、提出期限に間に合わないことがわかった場合は府にご連絡ください。
- 2 法務局へ登記申請を行っているものの登記事項証明書（法人登記）の添付が間に合わない場合は、先に変更届出書及び登記事項証明書（法人登記）以外の添付書類を提出し、後日登記事項証明書（法人登記）を提出することも可能です。

3 開始等の届出に係る注意点

(1) 貸金業法第24条の6の2に基づく届出

次のいずれかの場合、その事由発生日から2週間以内に届け出なければなりません。

- 1 貸金業を「開始・休止・再開」したとき
- 2 指定信用情報機関と信用情報提供契約を「締結・終了」したとき
- 3 純資産額の額が5,000万円に満たなくなったとき
- 4 貸金業法第6条の拒否要件の一部に該当することになった場合
- 5 未成年者がいる場合、その法定代理人、役員又は重要な使用人が貸金業法第6条の拒否要件の一部に該当することになった場合
- 6 貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合
- 7 役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があったことを知った場合
- 8 特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常条件とすることとなった場合
- 9 第三者に貸金業の業務の委託を行った場合又は当該業務の委託を行わなくなった場合
- 10 貸金業協会に加入又は脱退した場合

※法定期限は厳守してください。

※提出が遅れる場合は、事前に府にご相談ください。

4 立入検査における注意点 (1) 指導監督方針について

- 1 日常の貸金業の営業実態を確認する観点から、事前に連絡をすることなく検査を実施（無通告による検査）する場合があります。

5 貸金業トピックス

貸金業トピックス



更新日: 令和2年1月9日

貸金業トピックス<令和2年1月更新>

○変更届の取扱いについて

・令和元年12月18日付で貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正がありました。
改正内容は「変更事項の登録について」(別紙様式0)による通知を廃止するというものですが、大阪府は従前のおり、大阪府知事登録の貸金業者の皆さまへ当該通知を送付いたします。
変更届を提出される時は、引き続き正本と副本それぞれの提出が必要となりますのでご注意ください。

改正の詳細については[こちら\(外部サイトを別ウインドウで開きます\)](#)からご確認ください。

バックナンバー

[令和元年度 \[Wordファイル / 24KB\]](#) [令和元年度 \[PDFファイル / 168KB\]](#)

大阪府より、貸金業者の皆さま向けに情報を発信しております。ぜひご参考に！
http://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/column.html